

一般社団法人水素供給利用技術協会
平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人水素供給利用技術協会（以下、「HySUT」という。）が燃料電池自動車新規需要創出活動を実施する HySUT の会員（以下、「会員」という。）に、自動車メーカーの拠出する資金を原資とする助成金（以下、「助成金」という。）を、自動車会社の意向に基づき助成する際の交付について必要な事項を定める。

(助成の目的)

第2条 助成金は、国及び自動車メーカーが資金を拠出して支援する燃料電池自動車新規需要創出活動のうち、自動車メーカーの資金拠出分に相当するものとする。

2 助成金は、燃料電池自動車新規需要創出活動を実施する会員を支援することにより、燃料電池自動車の新規需要の創出を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「助成事業の完了」とは、新規需要創出活動・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- 2 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。
- 3 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。
- 4 「新規需要創出活動」とは、水素供給設備の運用を通じて行う燃料電池自動車の需要を喚起するための活動をいう。
- 5 「自動車メーカー」とは、助成金の資金を拠出するトヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社、日産自動車株式会社の3社をいう。

(助成事業の要件)

第4条 HySUT は以下の実施に要する要件及び経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

- (1) 水素供給設備を商用の目的で運用することを通じて行う活動であること。
- (2) 燃料電池自動車の新規需要を喚起するための活動であること。
- 2 助成の対象となる新規需要創出活動は、以下を活動の目的に含むものとする。
 - (1) 燃料電池自動車ユーザーの利便性確保
 - (2) 潜在的燃料電池自動車ユーザーへの広報活動や水素ステーションの社会受容性、認知度の向上
 - (3) 効率的な水素ステーションの整備や運営に関する情報の収集
- 3 第2項に定めた目的を達成するために、助成金を受ける会員は、別途 HySUT が定める活動

を行うものとする。

(交付の対象者、助成対象経費及び助成率、助成金の交付額、助成対象期間)

第5条 HySUT は、会員の新規需要創出活動に要する経費のうち、助成金の交付の対象として HySUT が認める経費（以下、「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。なお、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

- 2 前項に定める助成対象経費及び助成率は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項、第2項に定める助成金対象経費は、一般社団法人次世代自動車振興センターの 수소供給設備事業費補助金（燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業）（以下、「センター補助金」という。）の補助金交付対象の範囲内に限るものとする。
- 4 第1項に定める助成金の交付上限額は、別表2のとおりとする。
- 5 助成対象期間は、センター補助金の同年度の補助対象期間に準じるものとする。

(助成事業者の募集及び申請方法)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は、別に HySUT が指定する日までに、助成金交付申請書（様式第1）を HySUT に提出しなければならない。

- 2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - (1) 申請は、新規需要創出活動に用いる1設備毎に行われていること。
 - (2) センター補助金に交付申請し、受理されていること。これを証するために、当該申請の受理通知の写しを添付すること。
 - (3) HySUT が別途定める書類が添付されていること。
 - (4) 当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請すること。
 - (5) 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額が明らかでないもの、についてはこの限りではない。

(交付の決定と通知)

第7条 HySUT は、第6条第1項の規定による助成金交付申請書を受け付けたときは、当該書類に基づきその内容を審査する。

- 2 HySUT は、センター補助金の交付対象の範囲内であることを確認した上で、助成金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第2）を送付するものとする。HySUT は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。
- 3 HySUT は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知

するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式3)をHySUTに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)をHySUTに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- (3) 助成事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 HySUTは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認通知書(様式第5)を申請者に送付するものとする。
- 3 HySUTは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(契約等)

第10条 申請者は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争又は指名競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般競争又は指名競争に付すことが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 申請者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をHySUTの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(遅延等の報告)

第12条 申請者は、助成事業が予定の期間内に完了することができない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、助成事業遅延報告書(様式第6)をHySUTに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第13条 申請者は、HySUTが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る助成事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第7)をHySUTに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該助成事業の完了した日の属するHySUTの会計年度の3月26日のいずれか早い日までに、次の手続きにより助成事業の実績報告を行う。ただし第12条の場合を除く。

2 申請者は、実績報告書（様式第8）を、以下の書類を添付してHySUTに提出しなければならない。

- (1) 新規需要創出活動報告書
- (2) その他HySUTが定めるもの

3 報告は、HySUTに送付、又は持参することにより行う。

4 申請者は、助成事業がHySUTの会計年度内に終了しなかった場合は、翌会計年度の4月10日までに年度末実績報告書（様式第9）をHySUTに提出しなければならない。

5 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめHySUTの承認を受けなければならない。

（助成金の金額の確定等）

第15条 HySUTは、前条第2項の実績報告書を受領し、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る助成事業の内容が、助成金の交付の決定内容（第9条第2項に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する助成金の額を確定し、速やかに申請者に対して助成金額の確定通知書（様式第10）により通知するものとする。

2 前項の助成金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と、第7条第2項の交付決定通知における助成金の交付上限額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。

（助成金の支払い）

第16条 HySUTは、第15条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成金を支払うものとする。

2 HySUTは、前項の規定により申請者へ助成金の支払をするときは、申請者の提出した実績報告書に記載された助成金振込先に助成金を振り込むものとする。

（交付決定の取り消し等）

第17条 HySUTは、第9条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第2項の規定による助成金交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 申請者が法令、この要綱に基づくHySUTの処分又は指示に違反した場合
- (2) 申請者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) センター補助金の交付決定がなされなかった場合
- (5) センター補助金の交付決定の全部もしくは一部が取消し、又は交付決定の内容もしくはこれに付した条件が変更された場合

- (6) センター補助金の確定額より算出される補助対象経費の額と、第14条第2項の実績報告書の助成対象経費の額とが異なる場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続しなくなった場合
 - (8) 申請者が別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する助成金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 HySUT は、第1項に基づく取り消しをしたときには、交付決定取消通知書（様式第11）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 HySUT は、第1項の規定による取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して助成金返還命令書（様式12）により当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 HySUT は、前項の返還を請求するときは、第1項第7号に規定する場合を除き、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。
- 6 第4項に基づく助成金の返還については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延納金をHySUTに納付しなければならない。

（助成事業の経理等）

第18条 助成金の交付を受けた者は、助成事業の経理について、助成金以外の経理と明確に区分し、その収支を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、助成事業の終了後5年間保存しておかなければならない。

（HySUTによる調査）

第19条 HySUT は、新規需要創出活動のため、もしくは助成金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者に対して調査等を行うことができる。

2 HySUT が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、申請者はこれに協力しなければならない。

3 第1項に規定する調査等は第16条に定める助成金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

（HySUTへの報告義務）

第20条 申請者は、HySUT が別途定める報告書等をHySUTに提出する。

2 HySUT が燃料電池自動車の普及促進を図るため、必要な範囲において燃料電池自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請した場合は、申請者及び助成金の交付を受けた者は、これに協力しなければならない。

（個人情報保護および守秘義務）

第21条 HySUT 及びその職員は、本事業を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に従って取り扱うものとする。

2 HySUT 及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第23条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約致します。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

別表1（交付要綱第5条第2項関係）

新規需要創出活動の助成対象経費	助成率
<p>1. 新規需要創出活動費</p> <p>新規需要創出活動の実施に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人件費 (2) 修繕費 (3) 警備費 (4) 水道光熱費 (5) 通信費 (6) 備品費 (7) 消耗品費 (8) 賃借料 (9) 印刷費 (10) 業務委託費 (11) 外注費 (12) 保険料 (13) その他（その他燃料電池自動車の需要を創出するために必要な費用） <p>2. 管理費</p> <p>助成事業の実施に必要な管理等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般管理費 (2) 諸経費 	<p>1 / 3</p>

※助成対象経費に消費税等は含まれない。

別表2 助成金の交付上限額について（交付要綱第5条第4項関係）

助成金の交付上限額は、助成対象経費の3分の1と需要創出活動に使用する水素供給設備の供給方式に応じた助成上限額を比べて低い金額とする。但し、助成対象経費の3分の1の額は、一円未満を切り捨てた額とする。

水素供給設備の供給方式 水素供給能力	1事業年度当りの 助成上限額 (百万円)
オンサイト方式	1 1
オフサイト方式	1 1
移動式（運用場所が1箇所のもの）	1 1
移動式（運用場所が2箇所以上のもの）	1 3
上記のうち、水素供給能力が50Nm ³ /h以上100Nm ³ /h未満のもの	8

助成対象期間が1事業年度とならない場合の助成上限額（Z（円））は、以下の式により計算された額とする。ただし、1事業年度当たりの助成上限額（D（円））を超えないものとする。

$$Z = D \times E / 234$$

D（円）：1事業年度当たりの助成上限額

E（円）：助成対象期間中に水素供給設備が商用運用された日数。法定点検中の営業日は、商用運用された日数に含める。

Z（円）は、一円未満を切り捨てた額とする。

様式第1（交付要綱第6条関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
助成金交付申請書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会
会 長 殿

（申請者）

住 所 :

名称・代表者氏名 : 印

一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請
します。

記

申 請 内 容	
水素供給設備名称	
設置事業所住所	
センター補助金交付申請受理日	平成 年 月 日
水 素 供 給 設 備	供給方式 オンサイト / オフサイト / 移動式 水素供給能力 300Nm ³ /h 以上 / 100Nm ³ /h 以上 300Nm ³ /h 未満 / 50Nm ³ /h 以上 100Nm ³ /h 未満 運用場所数（移動式の場合） 箇所
運用開始(予定)日	平成 年 月 日 (日間)
助 成 対 象 経 費	円
助 成 金 申 請 額	円

担当者	
氏 名	
所 属	
電 話 / F A X	
メー ル ア ド レ ス	
住 所	〒
備 考	

HySUT 使用欄

(様式1付表1)

助成対象経費

		内 訳 (例)	金額 (概算)	消費税	計
新規 需要 創出 活動 費	1	人件費			
	2	修繕費			
	3	警備費			
	4	水道光熱費			
	5	通信費			
	6	備品費			
	7	消耗品費			
	8	賃借料費			
	9	印刷費			
	10	業務委託費			
	11	外注費			
	12	保険料			
	13	その他 (その他燃料電池自動車の需要を創出 するために必要な経費)			
		活動費小計			
	14	一般管理費			
	15	諸経費			
		管理費小計			
		合 計			

(様式1付表2)

移動式水素供給設備の運用場所

名 称	
設置事業所住所	
運用場所住所 1	
運用場所住所 2	
運用場所住所 3	

様式第2（交付要綱第7条第2項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
交付決定通知書

平成 年 月 日

申請者 住所
名称
(代表者) 殿

一般社団法人水素供給利用技術協会
会長 印

平成 年 月 日付で交付申請のあった助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

助成金交付決定番号	第 号
水素供給設備の名称 及び設置事業所住所	
助成金交付上限額	
特記事項	

(注) 助成金交付上限額は、申請書に基づく審査による助成金交付限度額です。実際に支払う助成金額は、実績報告書に基づき確定します。

様式第4（交付要綱第9条第1項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
計画変更等承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会
会 長 殿

（申請者）

助成金交付決定番号 第 号

住 所 :

名称・代表者氏名 : 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成金の交付申請を下記のとおり変更したいので、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

（注）交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

様式第5（交付要綱第9条第2項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
計画変更等承認通知書

平成 年 月 日

申請者 住所
名称
(代表者) 殿

一般社団法人水素供給利用技術協会
会長 印

平成 年 月 日付で交付申請のあった標記助成事業の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

助成金交付決定番号	第 号
-----------	-----

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

様式第6（交付要綱第12条関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
遅延報告書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会
会 長 殿

（申請者）

助成金交付決定番号 第 号

住 所 :

名称・代表者氏名 : 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業の状況について、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の進捗状況 :

2. 原因及び内容 :

3. 措置 :

4. 内容に係る金額 :

5. 助成事業の遂行及び完了予定年月日 : 平成 年 月 日

様式第7（交付要綱第13条関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
実施状況報告書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会
会 長 殿

（申請者）

助成金交付決定番号 第 号

住 所 :

名称・代表者氏名 : 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業の実施状況について、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の遂行状況 :

2. 助成事業の収支状況

様式第8（交付要綱第14条第2項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
実績報告書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会
会長 殿

(申請者)
助成金交付決定番号 第 号
住 所 :

名称・代表者氏名: 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業の実績について、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告内容				
名 称				
設置事業所住所				
水素供給設備	供給方式	オンサイト / オフサイト / 移動式		
	水素供給能力	300Nm ³ /h 以上 / 100Nm ³ /h 以上 300Nm ³ /h 未満 / 50Nm ³ /h 以上 100Nm ³ /h 未満		
	運用場所数（移動式の場合）	箇所		
助成対象経費	円			
助成金の額	円 交付決定金額 円（交付決定通知書の交付上限額）			
助成事業の実績	助成対象期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	運用日数	日間		
助成金振込先	フリガナ			
	口座名義			
	金融機関名と店名	銀行 信金	銀行コード	支店 本店
	預金種目（○で囲む）	普通（総合）	当座	貯蓄
	口座番号	7桁で記入してください（右詰）		

HySUT 使用欄	担当者	
	氏名	
	所属	
	電話/FAX	
	メールアドレス	
	住所	

(様式8 付表)

移動式水素供給設備の運用場所

名 称	
設置事業所住所	
運用場所住所 1	
運用場所住所 2	
運用場所住所 3	

様式第9（交付要綱第14条第4項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
年度末実績報告書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術協会
会 長 殿

（申請者）
助成金交付決定番号 第 号

住 所 :

名称・代表者氏名 : 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業の年度末実績について、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の内容

- (ア) 助成事業の対象設備
- (イ) 設置事業所の名称
- (ウ) 設置事業所の住所

2. 助成事業の実施状況（助成対象経費）

計画額 _____ 円 （交付決定額 _____ 円）

年度末実績額 _____ 円

様式第10（交付要綱第15条第1項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
助成金額の確定通知書

平成 年 月 日

申請者 住所
名称
(代表者) 殿

一般社団法人水素供給利用技術協会
会長 印

下記助成金の交付について、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第15条第1項の規定に基づき、通知します。

記

助成金交付決定番号	第 号
水素供給設備の名称 及び設置事業所住所	
助成金の確定額	円
特記事項	

様式第11（交付要綱第17条第3項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
交付決定取消通知書

平成 年 月 日

助成金交付決定番号 第 号
申請者 住所
名称
(代表者) 殿

一般社団法人水素供給利用技術協会
会長 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業について、下記の理由により当該助成金交付決定を取消しましたので、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取消金額

様式第12（交付要綱第17条第4項関係）

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
助成金返還命令書

平成 年 月 日

助成金交付決定番号 第 号
申請者 住所
名称
(代表者) 殿

一般社団法人水素供給利用技術協会
会長 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業について、一般社団法人水素供給利用技術協会平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業交付要綱第17条第4項の規定に基づき、下記により返還を命令します。

記

返還すべき助成金の額	円 (I . + II .)
I . 支払済助成金の金額	円
II . 加算金の額	円
III . 返還期限	
IV . 返還命令の理由	
V . 振込先	口座名義 : 金融機関名 : 店名 : 預金種目 : 口座番号 :